

## 災害見舞金給付規程

昭和 40 年 7 月 8 日 制 定

### 第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は定款第 4 条第 1 項第 2 号の給付及び条件等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 給付を受けようとする正会員は、別に定める請求書に必要な書類を添え、所属分会を通じて、この連盟に提出しなければならない。

第 3 条 前条の請求にかかる給付の決定は、事務局長が行う。

第 4 条 給付金は、原則として正会員の請求に基づき、正会員の指定した口座に振替送金する。ただし、特別の事情があるときは、当該事業主の口座に振替送金することができるものとする。

なお、振替送金より合理的な場合は現金とすることができる。

### 第 2 章 給付の種類及び給付額

第 5 条 会員規程第 2 条の正会員が非常災害により、住居又は家財に損害を受けたときは、次に掲げる災害見舞金を給付する。

- 1 正会員の所有又は管理する住居の全部が焼失したとき、又はこれと同程度の損害をうけたとき。 30,000 円
- 2 正会員の家財の全部が前号と同程度の損害を受けたとき。 15,000 円
- 3 正会員の所有又は管理する住居の 2 分の 1 以上が焼失したとき、又はこれと同程度の損害をうけたとき。 15,000 円
- 4 正会員の家財の 2 分の 1 以上が前号と同様の損害を受けたとき。 7,000 円
- 5 損害の程度が前号より低い場合は、その状況により 5,000 円以内。

附 則

この規程は、昭和 47 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- ① この規程は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。
- ② 平成 11 年 6 月 1 日現在会員の、改定前の規程第 6 条にかかる退職餞別金の支給額は、平成 11 年 5 月 31 日の確定額をもって凍結する。
  - イ. 確定凍結額は会員期間 1 年につき 1,000 円の割合で計算する。ただし、1 年未満の端数月については切捨てて計算する。
- ③ 平成 11 年 6 月 1 日以降の加算支給は中止し、改定前の第 6 条にかかる退職餞別金支給は停止する。
- ④ 平成 11 年 6 月 1 日以降に退職者が生じた場合は、平成 11 年 5 月 31 日で凍結した確定額を支給する。

附 則

この規程は、平成 13 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 18 日一部改正）

この規程は、平成 25 年 12 月 2 日から遡及施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日一部改正）

- ① この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
- ② 平成 11 年 5 月 31 日で凍結した退職餞別金確定額は、令和 3 年 8 月に当該正会員に支給する